


開催・平成30年2月7日

所管部課	市民部保険年金課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>国民健康保険の制度改革により、平成30年4月1日から国民健康保険は、都道府県と区市町村がともに運営を担うこととなった。</p> <p>このことから、国民健康保険法の改正に合わせて、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。</p> <p>② 第2条中「国民健康保険運営協議会」の次に「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定による国民健康保険運営協議会をいう。」を加える。</p> <p>③ 第5条第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。</p> <p>④ 第11条中「第72条の5」を「第72条の5第1項」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。</p> <p>（4）健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 法改正と整合を図ることにより、国民健康保険制度改革後の事業執行が可能となる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。